

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の附則における検討規定（令和 4 年 6 月目途）

- ・通報の対象となる配偶者からの暴力の形態
- 保護命令の申立てをすることができる被害者の範囲の拡大 } について検討
- ・配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援のあり方について検討

内閣府における最近の取組

☞「DV 被害者等セーフティネット強化支援パイロット事業」（令和 2 年～）

- 目的** 多様な困難に直面する DV 被害者等に対して、居場所の一時的確保やニーズに沿った支援を実施し、地域社会におけるセーフティネット機能を強化
- 内容** 民間シェルター等と連携して、先進的な取組（被害者のニーズに応じた専門的支援等）を進める都道府県等に交付金を交付し、その効果検証等を行うパイロット事業を実施

☞加害者対応

- ・令和元年度：「配偶者暴力被害者支援における機関連携及び加害者対応に関する調査研究」報告書
 - －民間団体へのヒアリング調査及び海外文献調査を実施し、地域社会内における加害者更生プログラムに関する課題等の調査研究を進め、令和 2 年度以降の試行実施の基本的な考え方を整理
- ・令和2年度：「配偶者暴力に係る加害者プログラムに関する調査研究事業」報告書
 - －これまでの調査研究の結果を踏まえ、現行法制度の枠内で実施可能な DV 加害者プログラムの在り方や枠組みを整理
 - －自治体を実施主体として、地域の民間団体と連携し、試行的に DV 加害者プログラムを実施
- ・令和3年度：これまでの結果を踏まえ、DV 加害者プログラム試行の実施自治体を増やし、現行法制度の枠内における加害者対応の在り方について、更に検討

☞DV 対応と児童虐待対応の連携

- ・「女性に対する暴力をなくす運動」の機会における広報啓発活動
- ・ DV 対応にあたる相談員等に対する研修テーマに児童虐待を追加
- ・ DV と児童虐待対策の連携に関する事例集の作成、周知

厚生労働省における婦人保護事業の見直し(別添参考資料参照)

☞婦人保護事業:売春防止法(昭和31年制定)に基づき、売春を行うおそれのある女性の保護を目的として発足。その後、支援ニーズの多様化に伴い、生活困窮を抱える女性、DV被害者、人身取引被害者、ストーカー被害者等、女性の支援に大きな役割を果たしている

- 根拠法である売春防止法の規定が実態にそぐわなくなっている
- 当初想定されなかった支援ニーズ(性暴力・性被害、AV出演強要、JKビジネス問題等)

新たな枠組み構築の必要性

☞平成30年「困難な問題を抱える女性への支援の在り方に関する検討会」設置

・令和元年「中間まとめ」の公表

- 若年女性への対応など、専門的な支援の包括的な提供
- 婦人相談所や婦人保護施設等の利用者の実情に応じた支援を柔軟に担える仕組みや体制づくり
- 婦人保護施設等の施設入所だけでなく、通所やアウトリーチなど伴奏型支援
- 同伴児童の支援対象としての位置づけの明確化 等

☞今後の対応:新たな制度の構築に向けて、DV防止法等の既存の法体系との関係にも留意しつつ、更なる検討を進める

新型コロナウイルス感染症問題下における対応

- ・「DV相談ナビ」(全国共通電話番号)の周知
- ・「DV相談+(プラス)」の開設(24時間電話対応、WEB面談対応、外国語対応、SNS・メール相談)

参考資料:内閣府「DV対策の今後の在り方」(令和3年)

婦人保護事業の概要

1. 根拠法等

- ①売春防止法(昭和31年制定)
- ②配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(13年制定/16年・19年・25年改正)
- ③人身取引対策行動計画(平成16年12月)→人身取引対策行動計画(2009・2014)
- ④ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年制定/25年改正・28年改正)

2. 対象女性 (①～④:「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について<局長通知>)

- ① 売春経歴を有する者で、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
- ② 売春経歴は有しないが、その者の生活歴、性向又は生活環境等から判断して現に売春を行うおそれがあると認められる者
- ③ 配偶者からの暴力を受けた者(事実婚を含む)
- ④ 家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
- ⑤ 人身取引被害者(婦人相談所における人身取引被害者への対応について<課長通知>)
- ⑥ ストーカー被害者(「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について<課長通知>)

3. 実施機関等

- ①婦人相談所(配偶者暴力相談支援センター)及び一時保護所
- ②婦人相談員(都道府県婦人相談所・市福祉事務所等)
- ③婦人保護施設(都道府県・社会福祉法人)
- ④この他、①の一時保護の委託先として母子生活支援施設・民間シェルター等

困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会 中間まとめ〈概要〉

第1 婦人保護事業の現状と課題

- 婦人保護事業は、昭和31年制定の売春防止法に基づき、売春を行うおそれのある女子を保護する事業として発足したが、その後支援ニーズは多様化。
- 事業開始当初は想定されなかった、性暴力・性被害に遭った10代の女性への支援や、近年では、A V出演強要、J Kビジネス問題への対応が必要。

第2 婦人保護事業の運用面における見直し

- 婦人保護事業の運用面について、他法他施策優先の取扱いの見直しや、一時保護委託の対象拡大と積極的活用など、10項目の運用面の改善を行うこととされている。

第3 婦人保護事業の見直しに関する新たな制度の基本的な考え方

(1) 困難な問題を抱える女性を支援する制度の必要性

- 性差に起因して社会的に様々な困難な問題に直面する女性を対象とした包括的な支援制度が必要。

(2) 新たな枠組みの必要性

- 女性が抱える困難な問題は、売春防止法を根拠とした従来の枠組みでの対応は限界。法制度上も売春防止法ではなく、新たな枠組みの構築が必要。
- 売春防止法の第4章の廃止のほか、その他の規定の見直しも検討すべきだが、時間を要するのであれば、新たな枠組みの構築を急ぐべき。

(3) 新たな制度の下で提供される支援のあり方

- 若年女性への対応など、専門的な支援の包括的な提供。
- 行政・民間団体を通じた多機関における連携・協働を通じた、早期かつ、切れ目ない支援。
- 婦人相談所（一時保護所）、婦人相談員及び婦人保護施設の名称を見直し。利用者の実情に応じた必要な支援を柔軟に担える仕組みや体制。
- 施設入所だけでなく、通所やアウトリーチなど、伴走型支援。未成年の若年女性に対する広域的な情報共有や連携。同伴する児童についての支援対象としての位置付けの明確化。

(4) 国及び地方公共団体の役割の考え方

- 国及び地方公共団体の役割や位置付けの明確化。
- 基本的な方針のもと、都道府県と市町村の各々の役割や強みを活かし、地域の実情に応じた支援体制の計画的な構築。

(5) 地方公共団体と民間団体の連携・協働のあり方

- 地方公共団体等と民間団体の連携・協働。

(6) 教育啓発、調査研究、人材育成等

- 教育、啓発、調査研究、人材の養成、確保及び資質向上の推進。

(7) 関連する他制度との連携等のあり方

- 関連する他制度に基づく支援との連携・調整等を推進する仕組みづくり、法的なトラブルを抱えている場合の専門的な相談窓口への連携等。

第4 今後の対応について

- 新たな制度の構築に向けて、第3の基本的な考え方に沿って、検討を更に加速し、DV防止法等の既存の法体系との関係にも留意しつつ、具体的な制度設計等が進められ、できるだけ早く実現することを強く期待。

※「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」は、厚生労働省子ども家庭局長が、有識者等の参集を求め、平成30年7月に設置。中間まとめは、本検討会により、令和元年10月11日に取りまとめられたもの。